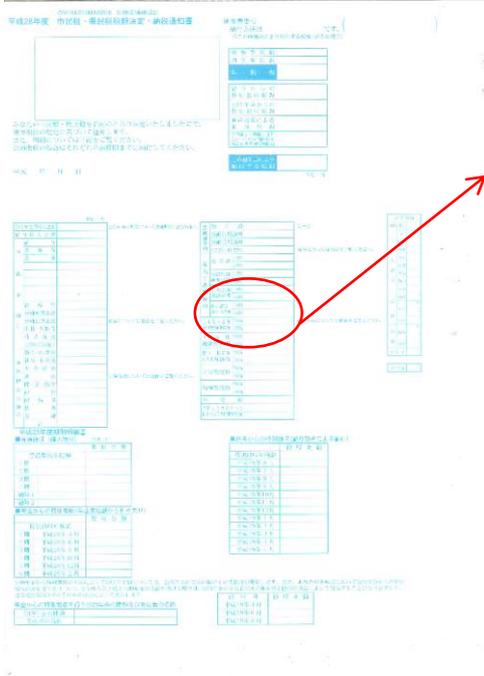


【市民税 所得割額の確認方法】

市民税の課税決定通知は6月に送付されます。勤務先の給与から控除される場合は勤務先を通じて送付されます。通知書の「市民税・所得割額」欄（下図のとおり）でご確認ください。

◎市県民税を直接納付されている方（普通徴収の通知書）

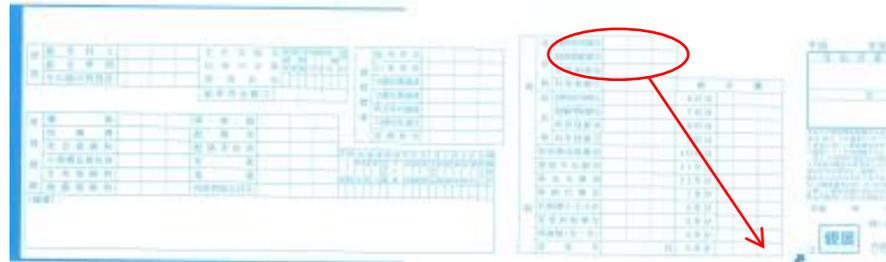


所得割税額	市民税	0
	県民税	※※※※※※※※※※※※※※
均等割税額	市民税	※※※※※※※※※※
	県民税	※※※※※※※※※※

※所得割が課せられていない（0円）

ことが助成の条件です。

◎市県民税を給与からの天引きで納付されている方（特別徴収の通知書）



市 民 税	税額控除前所得割額④	※※※	※※※	※※※
	税額控除額⑤	※※※	※※※	※※※
	所得割額⑥			0
	均等割額⑦	※※※	※※※	※※※

- ※ 課税決定通知書は、1月1日にお住まいの市町村から発行されます。
- ※ 1月1日に近江八幡市外にお住まいであった場合は、お住まいであった市長村が発行する課税決定通知書のコピー若しくは非課税証明書を申請時に添付してください。
- ※ 普通徴収の通知書は、市によって様式が異なりますのでご注意ください。